

「原発事故により発生した損害賠償請求権の 消滅時効の適用を排除する立法措置を求める意見書」 採択する

内閣総理大臣・文部科学大臣・衆議院議長・参議院議長に提出

平成25年6月定例会は、6月14日開会し、条例案7件・単行議案5件・予算案6件・報告8件、そして追加議案3件の合計29件が、可決または同意され、27日閉会しました。また、13名による一般質問は、3日間にわたり鋭い質問が展開されました。質問内容と、答弁については後頁に詳しく掲載してあります。

陳情案件

6月定例会までに提出された陳情をご紹介します。

◎国に対し東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した損害賠償請求権につき3年の消滅時効の適用を排除する立法措置を求める陳情

〈理由Ⅱ抜粋〉

東京電力福島第一原子力発電所事故は、我が国がこれまで経験したことのない未曾有の重大事故であり、広範囲の地域に、長期的にわたり、深刻な影響を及ぼし続けている。

加害者である東京電力(株)は、福島県からの公開質問状に対し、本年4月22日付回答書において、「・・・請求書やダ

イレクトメール等の送付により時効が中断するという考え方は、弊社が本件事故に伴う原子力損害賠償債務の存在を認識していることが前提となるため、仮払補償金をお支払いした方々・・・の損害賠償債務のうち当該請求書等に記載された範囲で適用される」として本件原発事故に係る損害賠償請求権について民法724条前段の消滅時効の規定が適用されることを前提に、ごく限定された対象者に対し、ごく限定された範囲でのみ、適用が排除される旨、表明している。

以上のとおり、国に対し、本件原発事故に係る損害賠償請求権について、消滅時効を適用しないものとする立法措置が講じられることは、福島県内の自治体及び住民にとっても喫緊の課題というべく、まさに公益に適用ものとして、地方自治法第99条に基づき、その旨を求める意見書を提出されたたく、陳情するものである。という陳情内容に対し、各派において慎重に検討した結果を、議会運営委員会に持ち寄り、更に委員会において検

討し、意見書案として本会議に上程、その結果採択となりました。

◎大信飯土用地区に建設が進められているバイオマス発電所建設反対に関する陳情書

〈理由Ⅱ抜粋〉

白河市大信地区は、原発事故による放射能線量が他の3地区よりも高く、環境汚染や健康被害がどれほど及ぶのか心配は尽きない。しかし、最近大信飯土用地区にバイオマス発電所の建設が計画されている。放射能汚染の問題、大気汚染による無健康被害の問題、ダイオキシン発生の問題、土壌汚染の問題等私たちの周辺環境を汚染し破壊してしまいう危険があり施設の建設は容認できない。大信飯土用地区に建設計画が進められているバイオマス発電所の建設に反対することを署名を持って表明する。

本陳情に対しても各会派において検討し、また議会運営委員会において、陳情提出者である大信滑里川地区町内会長の参考人による説明を聞き、その内容を確認しました。そ

の結果、継続審査となりました。

また、3月議会からの継続審査となっていました陳情については次のとおりです。

◎「協同労働の共同組合法」の速やかな制定を求める意見書」採択を求める陳情

〈要旨Ⅱ抜粋〉

協同労働の協同組合は、協同組合に参加する人すべてが協同で出資し協同で経営し協同で働く形をとっており、「働くこと」を通じて「人と人をつながりを取り戻し、コミュニティの再生をめざす」活動を続けています。(中略) 現在の「協同労働の協同組合」には法的根拠がないため、社会的理解が不十分であり、団体として入札・契約ができない、社会保障の負担が働く個人にかかるなどの問題があります。

以上が陳情の内容の一部ですが、各会派で十分な検討をし、その結果をもち寄り、議会運営委員会でも再検討した結果、不採択となりました。

一般会計補正予算追加とあわせて

2億6730万3000円の増額

6月定例会に上程された、一般会計補正予算の主な内容は次のとおりです。

●一般会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5億9080万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ330億1920万円とするものです。

なお、歳出については、次のとおりです。

●保育元気アップ緊急支援事業

2385万円
【子ども課】

原発事故の影響によるストレスの増加や運動不足などを解消することを目的とした事業を実施するため、所用の金額を計上するものです。

・対象

- (1) 公立保育園(さくら・ひまわり保育園など6園)
- (2) 私立保育園等(白河のみり・白河保育園など10園)

・内容

- (1) 放射能不安に対する相談支援事業
- (2) 自然ふれあい体験充実事業、運動量確保事業、地域コミュニケーション再生事業のうち、2事業以上を実施。

・財源 県補助金(10/10)

●長期償還元金(繰上償還分)

1億1853万4千円
【財政課】

繰上償還により公債費(利子)の低減を図るため、所用の金額を計上しようとするものです。

その他

(1) 道路新設改良事業

▲2億5100万円
【道路河川課】

(2) 街路事業

▲1億2000万円
【都市計画課】

(3) 公営住宅ストック総合改善事業

▲1億2210万円
【建築住宅課】

(4) 白河第二小学校建設事業

▲6299万円
【教育総務課】

(5) 中学校施設管理費

▲9526万6千円
【教育総務課】

(6) その他

▲8182万8千円

●一般会計補正予算(第2号)

歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億6367万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額

をそれぞれ33億8287万5千円とするものです。なお、歳出については、次のとおりです。

●予防接種事業(風しんワクチン接種費用助成事業)

264万4千円
【健康増進課】

風しんの予防を目的として、医療機関で風しんワクチン接種を受けた方に対して接種費用を助成するため、所用の金額を計上しようとするものです。

・対象者

(1) 妊娠を予定または希望している女性。

(2) 妊娠している女性の夫。

・助成額

(1) 風しんと麻しんの混合ワクチン 5000円

(2) 風しん単独ワクチン 3000円

・助成期間

平成25年4月1日から26年3月31日までの接種

●カタルフレンド基金事業

4億6103万1千円
【生涯学習スポーツ課】

東日本大震災で被災した福島、宮城、岩手の3県の復興を支援するために、カタル

国が設立したカタルフレンド基金を活用して、健康スポーツセンター建設等を行うため、所用の金額を計上しようとするものです。

・事業費総額

6億6千万円(上限)

・事業期間

平成25年6月～26年12月

・補正内容

1 健康スポーツセンター建設事業

- (1) 建設概要 鉄筋コンクリート
- 2 階建て
- (2) 施設内用 キッズルーム、交流スペース、エクササイズルーム、トレーニングルーム、フットサルコート等

2 陸上競技場改修事業

- (1) 改修内容 トラック、入場門扉、外周フェンス改修及び競技場外周街灯設置等

3 国体記念体育館改修事業

- (1) 改修内容 屋根防水塗装、外壁塗装等

4 スポーツ教室開催等ソ

- (1) ソフト内容 各種スポーツ教室のプログラム等

ランニング等

ランニング等

ランニング等

ランニング等

5 財源

カタールフレンド基金
支援金(10/10)

カタールフレンド基金

カタール国が、東日本大震災で被災した福島、宮城、岩手三県の復興を支援するため、総額1億米ドル(約80億円)で基金を設立し「子どもたちの教育」、「健康」、「水産業」の三分野の復興活動について支援しているものです。

白河市は、第2回公募(第4次事業)の「健康」分野で応募し、採択となったものです。

これにより、「しらかわ夢かたゝる総合運動公園」プロジェクトが開始され、これにより前ページに記載のある各種事業の開催や、健康スポーツセンターの建設並びに陸上競技場や国体記念体育館の改修が行われ、子どもたちや避難者と市民の健康の維持・向上と交流が図られます。

なお、施設は、2014年冬にオープンする予定です。

平成25年度 6月補正予算(第1号)の概要 (単位:千円)

会計名	既定額	補正額	計
一般会計	33,610,000	▲590,800	33,019,200
国民健康保険特別会計	6,700,547	396,006	7,096,553
公共下水道事業特別会計	1,874,677	▲177,051	1,697,626
農業集落排水事業特別会計	1,147,179	65,999	1,213,178
簡易水道事業特別会計	565,243	24,800	590,043
水道事業会計	1,512,887	84,674	1,597,561
補正されなかった会計に係る額	5,982,741		5,982,741
合計	51,393,274	▲196,372	51,196,902

平成25年度 6月補正予算(第2号)の概要 (単位:千円)

会計名	既定額	補正額	計
一般会計	33,019,200	463,675	33,482,875
補正されなかった会計に係る額	18,177,702		18,177,702
合計	51,196,902	463,675	51,660,577

7月臨時会

7月30日、市議会臨時会が1日限りで開催され、単行議案1件が上程され、同意されましたので、その内容についてお知らせいたします。

◆白河地域仮置場(2工区)造成工事請負契約について

白河地域仮置場(2工区)造成工事請負契約を締結しようとするため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を得るものです。

- ・ 工事の名称
白河地域仮置場(2工区)造成工事
- ・ 造成面積
10・6ヘクタール(うち平場6・9ヘクタール)
- ・ 工事場所
白河市旗宿大久保地内
- ・ 工事目的
旧白河市の除染を実施するにあたり必要不可欠な仮置場を整備する。
- ・ 工期
平成25年7月31日から26年3月28日まで
- ・ 契約金額
5億2500万円